

インボイス制度説明会

令和5年10月1日よりインボイス(適格請求書等保存方式)制度が導入されます。このインボイス制度は複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この制度が導入されるにあたり、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項の記載などの対応が必要となります。本説明会では、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントまで、分かりやすく解説します。

日時

令和4年5月26日(木) 午後2時～午後3時

(個人的に質問のある方は午後3時以降受付いたします。)

会場

丸亀市飯綾商工会 綾歌支所2階研修室

講師

高松税務署 記帳指導推進官

山本 善光(ヤマモト ヨシミツ)氏

受講料

無料(定員 30 名程度)



丸亀市飯綾商工会 行 FAX98-2229

インボイス制度説明会参加申込書

説明会に参加を希望される方は、記入後 FAX または電話にてお申し込みください

事業所名	
参加者氏名	
連絡先(電話番号)	

◆問合せ先 丸亀市飯綾商工会 TEL0877-98-2236